

介護報酬改定等を受けた第9期計画における第1号被保険者の介護保険料について

【主旨】 前回分科会以降に国から示された介護保険料に影響する事項を踏まえ再算定を行ったため、その変更について報告するもの

1 第2回分科会（2023.12.22）の確認

- (1) 第9期介護保険料案の算定について
  - ▶ 必要なサービス量を見込み、介護保険給付費準備基金（以下「基金」）を活用して過度な保険料額の上昇を抑制。
  - ▶ 給付費算定を報酬改定率3%、地域区分3級地等の条件で算出。
- (2) 基金取崩し額の考え方
  - ▶ 基金の余剰金は次期計画期間の歳入として繰入れ、保険料額上昇を抑制。
  - ▶ 中長期的な保険料上昇への対応、新型コロナの利用控えによる推計値の影響を考慮。
  - ▶ 次期計画策定時の急激な保険料額上昇を抑えることを目的とした基金の活用。

【参考】 第8期末時点における基金残高見込額 **約42億円**

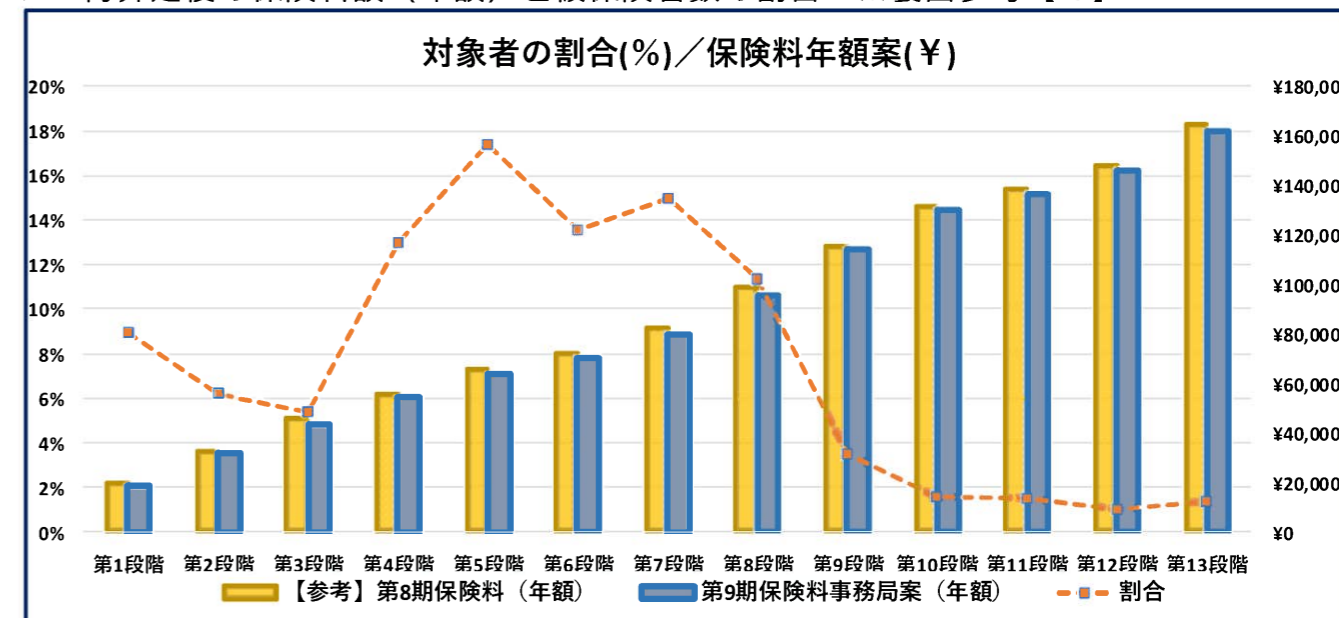
2 第2回分科会（2023.12.22）以降に算定内容を見直した主な項目について

- (1) 最新のサービス利用実績と施設計画を反映し、給付費を再推計。
- (2) 介護報酬改定による影響。
  - ▶ 報酬改定率+1.59%を用いて再算定。
- (3) 国の保険料率改定等による保険料率の見直し ※裏面参考【1】

段階	市民税情報		第8期		①事務局案(05.12.22)		②事務局案(06.2.6)	
	本人	世帯員	所得(境界)	保険料率	所得(境界)	保険料率	所得(境界)	保険料率
1	非課税	非課税	~80	0.500	~80	0.445	<b>~80</b>	<b>0.455</b>
2			80~120	0.600	80~120	0.680	<b>80~120</b>	<b>0.600</b>
3			120~	0.750	120~	0.690	<b>120~</b>	<b>0.685</b>
4			~80	0.850	~80	0.900	<b>~80</b>	<b>0.850</b>
5	課税	課税	80~	1.000	80~	1.000	<b>80~</b>	<b>1.000</b>
6			~125	1.100	~125	1.100	<b>~125</b>	<b>1.100</b>
7			125~200	1.250	125~200	1.250	<b>125~200</b>	<b>1.250</b>
8			200~300	1.500	200~300	1.500	<b>200~300</b>	<b>1.500</b>
9			300~400	1.750	300~400	1.750	<b>300~400</b>	<b>1.800</b>
10			400~500	2.000	400~500	2.000	<b>400~500</b>	<b>2.050</b>
11			500~700	2.100	500~700	2.100	<b>500~700</b>	<b>2.150</b>
12			700~1000	2.250	700~1000	2.250	<b>700~1000</b>	<b>2.300</b>
13			1000~	2.500	1000~	2.500	<b>1000~</b>	<b>2.550</b>
基準月額(基金取崩し前)			5,679円		6,012円		<b>6,051円</b>	
基金取崩し額			7億800万円		29億円		<b>30億4,000万円</b>	
基準額(基金取崩し後)			5,500円		5,300円		<b>5,300円</b>	

- ▶ 国の高所得者の保険料率引上げによる増収分を低所得者の保険料率引下げに充てる方針に基づき、保険料率を見直す。
- ▶ 第1段階の保険料率を0.445から**0.455**に変更。
- ▶ 第2段階から第4段階の保険料率をそれぞれ**0.600**、**0.685**、**0.850**へ変更。
- ▶ 第4段階以下の下がった保険料率による基準額上昇を抑えるため、応能負担の原則から、第9段階以降の保険料率を**0.05**加算。

▶ 再算定後の保険料額（年額）と被保険者数の割合 ※裏面参考【4】



▶ 再算定した保険料の影響

	変更前 (第2回分科会)	変更後 (再算定)
標準給付見込額(A)	80,790,575千円	<b>80,838,957千円</b>
地域支援事業費(B)	5,719,230千円	<b>5,719,230千円</b>
第1号被保険者負担分(C) 【C=[A+B]×23%】	19,897,255千円	<b>19,908,383千円</b>
調整交付金との差額(D)	4,194,347千円	<b>4,196,766千円</b>
特別給付費(E)	403,250千円	<b>403,250千円</b>
財政安定化基金拠出見込額(F)	0円	<b>0円</b>
介護保険料収納必要額(G) 【G=C+D+E+F】	24,494,852千円	<b>24,508,399千円</b>
保険料収納率①	99.4%	
所得段階別加入者割合補正後被保険者数②	341,552人	<b>339,569人</b>
保険料・年額(H) 【H=G÷①÷②】	72,149円	<b>72,612円</b>
保険料・月額① 【①=H÷12】	6,012円	<b>6,051円</b>
再算定後の影響	<b>+39円</b>	

- (4) 基金取崩し額の変更  
再算定した金額から、基金を取崩し、保険料額を減額。

	変更前 (第2回分科会)	再算定後
取崩し額	29億円	<b>30億4,000万円</b>
取崩し後の保険料額	5,300円	<b>5,300円</b>

※基金の取崩し額1億円で保険料額が約25円減額する見込み。

3 結論(案)

第9期介護保険料基準月額を、**5,300円**とする。

参考

【1】第9期計画において国が示す保険料率の推移

段階	住民税情報		第8期計画		全国介護保険担当課長会議 (05.7.31)		社会保障審議会介護保険部会 (05.12.22) ※決定	
	本人	世帯員	所得(境界)	保険料率	所得(境界)	保険料率	所得(境界)	保険料率
1	非課税	非課税	~80	0.500	~80	0.445	~80	0.455
2			80~120	0.750	80~120	0.680	80~120	0.685
3			120~	0.750	120~	0.690	120~	0.690
4	課税	課税	~80	0.900	~80	0.900	~80	0.900
5			80~	1.000	80~	1.000	80~	1.000
6			~120	1.200	~120	1.200	~120	1.200
7			120~210	1.300	125~210	1.300	120~210	1.300
8			210~320	1.500	210~320	1.500	210~320	1.500
9			320~	1.700	320~410	1.700	320~420	1.700
10					410~500	1.900	420~520	1.900
11					500~590	2.100	520~620	2.100
12					590~680	2.300	620~720	2.300
13					680~	2.400	720~	2.400

【2】豊田市の介護保険料基準額の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
基準額 (月額)	2,964円	2,964円	3,838円	3,838円	4,280円	4,800円	5,200円	5,500円	5,300円

【3】公費軽減割合（低所得者軽減）

	介護保険法施行令に 定める割合の範囲	第9期 公費投入前	第9期 公費投入後
第1段階	0.17を超えない範囲	28,938円 (0.455)	18,444円 (0.290)
第2段階	0.20を超えない範囲	38,160円 (0.600)	31,800円 (0.500)
第3段階	0.005を超えない範囲	43,566円 (0.685)	43,248円 (0.680)

※介護保険法施行令に基づく

【4】第9期介護保険料案（網掛け部分は変更箇所）

所得段階(率)及び年額(月額)：円				対象者 割合 (%)	対象者：本人の前年の合計所得金額等		
第8期(13段階) R3年度～R5年度		第9期(13段階) R6年度～R8年度					
第1段階 (0.30)	19,800 (1,650)	第1段階 (0.29)	18,444 (1,537)	9.0	生活保護受給者	80万以下	
第2段階 (0.50)	33,000 (2,750)	第2段階 (0.50)	31,800 (2,650)	6.2		市民税非課税世帯	80万超 120万以下
第3段階 (0.70)	46,200 (3,850)	第3段階 (0.68)	43,248 (3,604)	5.4			120万超
第4段階 (0.85)	56,100 (4,675)	第4段階 (0.85)	54,060 (4,505)	13.0	本人が市民税非課税で、世帯内に課税者	80万以下	
第5段階 (1.00)	66,000 (5,500)	第5段階 (1.00)	63,600 (5,300)	17.4		80万超	
第6段階 (1.10)	72,600 (6,050)	第6段階 (1.10)	69,960 (5,830)	13.6	本人が市民税課税	125万未満	
第7段階 (1.25)	82,500 (6,875)	第7段階 (1.25)	79,500 (6,625)	15.0		125万以上 200万未満	
第8段階 (1.50)	99,000 (8,250)	第8段階 (1.50)	95,400 (7,950)	11.4		200万以上 300万未満	
第9段階 (1.75)	115,500 (9,625)	第9段階 (1.80)	114,480 (9,540)	3.5		300万以上 400万未満	
第10段階 (2.00)	132,000 (11,000)	第10段階 (2.05)	130,380 (10,865)	1.6		400万以上 500万未満	
第11段階 (2.10)	138,600 (11,550)	第11段階 (2.15)	136,740 (11,395)	1.5		500万以上 700万未満	
第12段階 (2.25)	148,500 (12,375)	第12段階 (2.30)	146,280 (12,190)	1.0		700万以上 1,000万未満	
第13段階 (2.50)	165,000 (13,750)	第13段階 (2.55)	162,180 (13,515)	1.4		1,000万以上	

※第1～3段階は公費を用いた軽減後の額